人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二三

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―一七の一部改正）

第一条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額）

第三条　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の俸給の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に百分の九十八・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（人事院規則九―一七―一〇九の一部改正）

第二条　人事院規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「のほか、当該」を「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、規則九―一七第三条の規定による俸給の特別調整額）のほか、新規則第二条の規定による」に、「（その）」を「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額とし、それらの」に改める。

附則第三項第一号中「同日にその者が受けていた俸給の特別調整額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員　施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額

ロ　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。）　施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ　イ及びロに掲げる職員以外の職員　施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第三項第二号中「同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員　施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（ロ及びハにおいて「下位区分仮定額」という。）

ロ　平成二十一年度減額改定対象職員　下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ　イ及びロに掲げる職員以外の職員　下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第三項第三号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員　施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（ロ及びハにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）

ロ　平成二十一年度減額改定対象職員　降格後相当区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ　イ及びロに掲げる職員以外の職員　降格後相当区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

附則第三項第四号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ　医療職俸給表㈠の適用を受ける職員　施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第一の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（ロ及びハにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）

ロ　平成二十一年度減額改定対象職員　降格後下位区分仮定額に百分の九十九・五九を乗じて得た額

ハ　イ及びロに掲げる職員以外の職員　降格後下位区分仮定額に百分の九十九・八三を乗じて得た額

（人事院規則九―一七―一一九の一部改正）

第三条　人事院規則九―一七―一一九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四〇―三八

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「百分の八十七以上百分の百四十以下」を「百分の八十一以上百分の百三十以下」に、「百分の百十三以上百分の百八十以下」を「百分の百七以上百分の百七十以下」に改め、同号ロ中「百分の七十七以上百分の八十七未満」を「百分の七十一・五以上百分の八十一未満」に、「百分の百以上百分の百十三未満」を「百分の九十四・五以上百分の百七未満」に改め、同号ハ中「百分の六十七」を「百分の六十二」に、「百分の八十七」を「百分の八十二」に改め、同号ニ中「百分の六十七未満」を「百分の六十二未満」に、「百分の八十七未満」を「百分の八十二未満」に改め、同項第